

# 自然と共生し、地域資源を活かした 暮らしと交流の拠点として輝くまち

## 飯島町都市計画マスタープラン 【概要版】

計画目標年度:令和 8(2026)年度～令和 27(2045)年度

### 1. 飯島町都市計画マスタープランとは

#### ■計画策定の目的■

都市計画マスタープランは、都市計画法(以下「法」という)第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民生活や産業、その他の様々な活動が快適で効率よく、かつ安全に営まれるように、土地利用、道路・公園などの都市施設の整備等、都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成していくことを目的として策定するものです。

この計画は、飯島町総合計画ならびに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の上位計画に即して、分野別計画の方針と整合・調整を図りながら定めるものです。

法18条の2第4項に定めるとおり「市町村が定める都市計画は、この基本方針に即したものでなければならない。」としています。

飯島町は、平成15(2003)年度に飯島町都市計画マスタープランを策定し、都市計画分野における指針として役割を担ってきました。策定から20年余りが経過する中で、人口減少の到来や少子高齢化、空き家や低未利用地等の増加による市街地の低密度化など、町を取り巻く環境は大きく変化しています。また、頻発する自然災害への対応や安心・安全への意識の高まり、持続可能な開発目標(SDGs)の理念の実現など、新たな課題への対応も急務となっています。

さらに、近年における目まぐるしい社会構造の変化や高度情報化、価値観の多様化などに柔軟に対応したまちづくりの指針が求められています。

こうした背景を踏まえ、町民と行政が一体となったまちづくりを進めるための指針として、「飯島町都市計画マスタープラン」を改訂します。

#### ■計画の目標年度■

令和8(2026)年度を初年度とし、概ね20年後の令和27(2045)年度を目標年度とします。

## 2. 全体構想

### ■計画が目指すまちの姿■

#### まちづくりの基本理念

飯島町民憲章（昭和61年7月1日制定）

飯島町第6次総合計画におけるまちの将来像  
新しい発想で考える アルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし

#### 将来都市像

#### 自然と共生し、地域資源を活かした暮らしと交流の拠点として輝くまち

これからも飯島町は、その発展を支えてきた豊かな自然環境や田園風景を大切にしながら、将来にわたって住み続けたい、訪れたいと感じてもらえるまちを目指します。

その実現に向け、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、自然環境の保全と都市機能の充実を両立させたメリハリのある土地利用を推進し、都市機能の集約と居住の誘導を通じて、豊かな自然と共生する飯島町らしい住環境を整えます。

中核エリアでは町民の暮らしを支える生活基盤（子育て・教育環境、医療・福祉・商業施設、道路・交通、防災等）を適切に維持・充実させ、周辺集落では拠点へつながる公共交通ネットワークを整備することで、地域資源を活かした暮らしと交流の拠点として輝くまちを目指します。

#### まちづくりの目標

1. 豊かな自然環境や美しい景観を守り育む（自然・景観・エネルギー）
2. 自然と共生し、持続的に発展するまちを目指す（人口問題・集約型都市構造）
3. 交流を育み、魅力ある地域資源を活用して、まちの個性や活力を高める（歴史・文化・産業）
4. 町民・事業者・行政がみんなで協働してまちを築きあげる（協働）
5. 暮らしを大切にするまちをつくる（防災強靱化・都市施設）

### ■将来フレーム■

将来人口フレームは、将来の都市づくりを計画的に進めるための重要な指標となります。

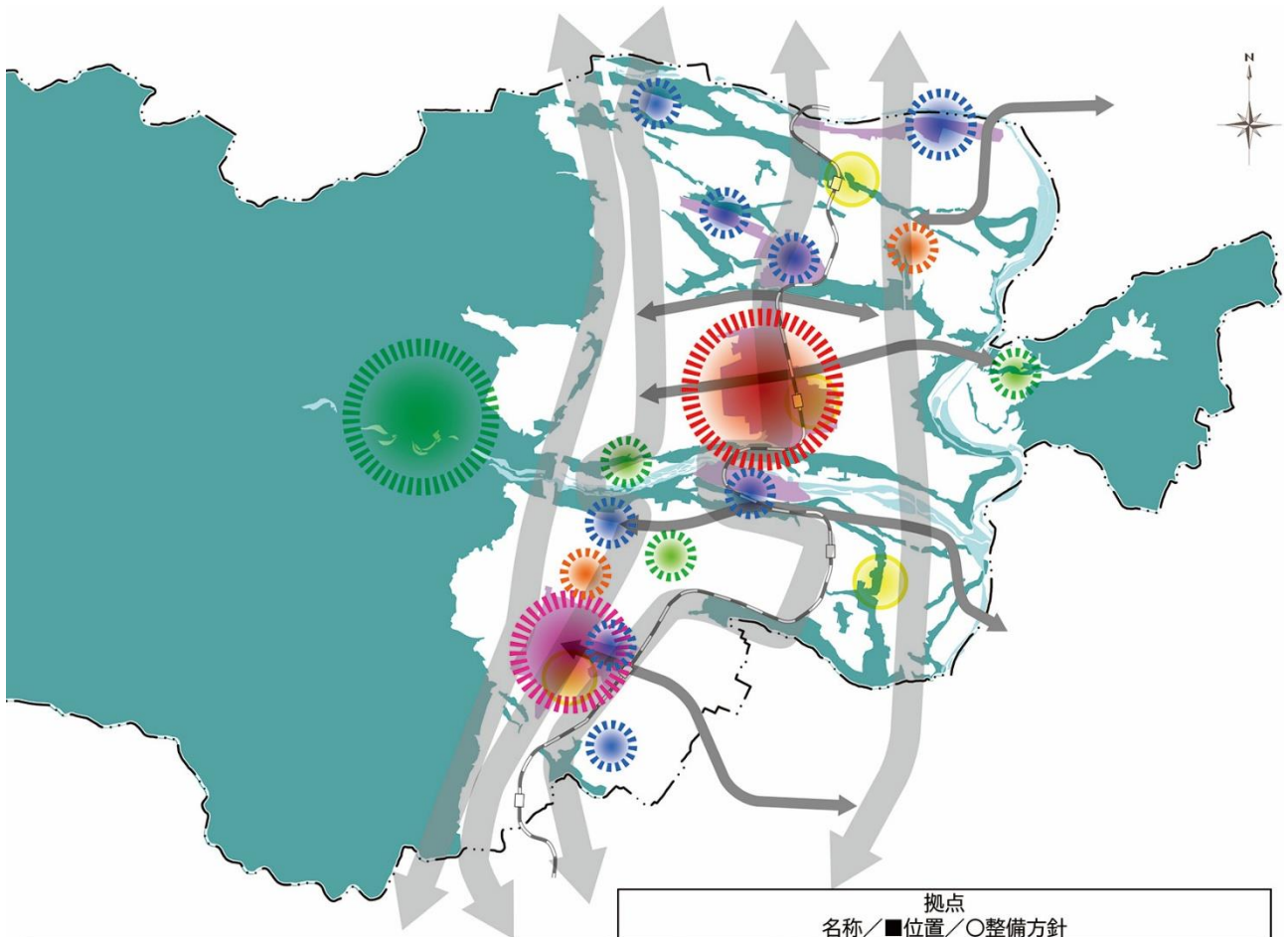
本計画の将来人口フレームは、上位計画である「飯島町人口ビジョン」が目指す将来人口展望に準じ、令和27(2045)年の将来人口を6,812人と定めます。

目標年度(令和27(2045)年度)

将来フレーム 6,812人

## ■ 将来都市構造

本町の都市構造は、自然地形や土地の利活用特性に基づく、面でまとまった広がりを持つ「ゾーン」、人々が集まる場所や生産活動のある特徴的な機能を持つ「拠点」、 「ゾーン」と「拠点」を人や物の移動や活動を表す「活動軸」の骨格によって構成します。



ゾーン	
名称	位置 / 整備方針
市街地ゾーン	■用途地域及び用途地域周辺
<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市機能の確保と集約による利便性が高いまちづくり</li> <li>○空き家解消等による良好な住環境の維持・形成</li> <li>○産業地は、用地の確保や企業誘致推進等による産業振興</li> <li>○市街化が見込まれる地区への法的規制による適正な土地利用への誘導</li> </ul>	
田園集落ゾーン	■営農と住まいが混在する農業振興地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業振興と優良農地の保全</li> <li>○日常生活に必要な施設の集約による住環境の維持・向上</li> <li>○宅地を誘導する区域の設定による乱開発の防止</li> </ul>	
森林ゾーン	■東西の森林地域、河岸段丘
<ul style="list-style-type: none"> <li>○良好な自然環境の保全</li> <li>○自然環境に配慮した保健休養地の維持・観光振興</li> </ul>	
水と緑の環境ゾーン	■主要な河川
<ul style="list-style-type: none"> <li>○水辺景観と生物多様性の保護と親水化による活用</li> <li>○レクリエーション機能の魅力や防災機能の向上と水質保全</li> </ul>	

拠点	
名称	位置 / 整備方針
中心交流拠点	■JR飯島駅を中心とした市街地～役場等公共施設が集積する地域
○商業・経済・行政等の様々な都市機能の維持・充実	
地域交流拠点	■七久保地区の用途地域
○地域の中心となる日常生活に密着した都市機能や住環境の維持・充実	
地区コミュニティ拠点	■主要な地区公民館の周辺
○日常生活に必要な各種機能の向上と集約による、地域の人口維持と生活環境の向上	
工業・産業拠点	■工業団地、大規模工場周辺
○工業の集積と誘致の強化による雇用の確保とより一層の産業振興	
広域交流拠点	■道の駅とその周辺一帯
○農業と観光振興拠点として、より一層の利活用と機能充実	
レクリエーション拠点	■アウトドアやスポーツを通じて賑わいと交流を生む場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境を活かした保健・集客機能など住民の憩いの場としての充実</li> <li>○観光など広域的利用に対応した機能の向上</li> </ul>	

軸	
名称	位置 / 整備方針
広域交流軸	■町の南北を縦断し、県内外の広域的な交流を担う、町民生活や産業を支える軸
○都市機能の向上への寄与	
○将来交通への適切な対応と交通利便性と広域連携の強化	
地域交流軸	■町の東西を横断し、町内間の交流活動に寄与する軸
○東西間移動の円滑化	
○拠点や地域間の連携機能の強化	

### 3. 分野別整備構想

都市計画におけるまちづくりに関する6つの分野における方針と取組内容を掲げます。

都市計画分野		基本的な考え	具体的施策の項目
土地利用		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国土利用計画(第4次飯島町計画)に基づく適正かつ計画的な土地利用を推進する。</li> <li>● 用途地域では既存都市基盤の整備・維持・管理を進めるとともにコンパクトな市街地形成を推進する。</li> <li>● 白地地域では、一定の宅地化を容認する地域を明確化にし、無秩序な宅地化の抑制と優良農地の保全に努める。</li> </ul>	(1)飯島町土地利用計画の推進
			(2)用途地域の土地利用の方針
			(3)白地地域の土地利用の方針
			(4)まちづくり土地利用の設定
市街地整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存市街地の維持・管理を基本とし、都市機能の有効活用と更新によるコンパクトで暮らしやすい市街地を整える。</li> <li>● 市街化が見込まれる地域では、都市計画制度を用いて無秩序な開発を抑え、良好な市街地と生活の質の向上につなげる。</li> <li>● 一般住宅の耐震化支援や空き家の活用を進め、地域全体の防災力と住環境の質を高める。</li> <li>● JR 駅周辺の機能充実と公共交通の利便性向上により、誰もが安心して暮らし続けられる市街地を整える。</li> </ul>	(1)都市基盤整備の推進
			(2)居住機能の充実
			(3)定住人口維持の推進
			(4)若年層の定住化推進
			(5)住宅の耐震化の促進
			(6)空き家などの適切な利用への推進
			(7)JR駅及び周辺地域の機能充実
都市施設	(1) 交通体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伊南バイパスを活かし、リニア開業を見据えた広域交通網の強化を進める。</li> <li>● 都市計画道路は、町の実情や発展に即した再構築を図り、計画的に整備を進める。</li> <li>● 幹線道路は既存道路の改良・維持管理を基本とし、緊急度・必要性を検証し、優先度を踏まえたうえで整備を行う。</li> <li>● 生活道路は安全性や歩行者空間の確保を重視する。</li> <li>● 公共交通の充実と連携強化により、利便性向上と高齢社会に対応した移動環境を整える。</li> </ul>	(1)広域交通網の強化
			(2)道路事業の透明性の向上
			(3)都市計画道路の見直し
			(4)防災への配慮
			(5)歩行者などの安全確保
			(6)道路構造物の長寿命化
			(7)公共交通の充実と持続的な移動手段の確保
	(2) 公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 与田切公園・千人塚公園を核としつつ、日常的に使える小規模公園が少ない現状を踏まえ、身近な空間の確保を進める。</li> <li>● 大公園の再整備と地域特性に応じた計画的な整備により、市街地や地域拠点の機能向上と適切な配置を図る。</li> <li>● 防災や景観育成の視点を取り入れ、公園・緑地を持続可能なまちづくりに寄与するよう整備・保全を進める。</li> <li>● 豊かな自然環境を公園・緑地と連携させ、市街地でも自然と共生できる「水と緑のネットワーク」を形成する。</li> </ul>	(1)広域的公園の機能向上
			(2)身近な公園の整備・改善
			(3)自然環境と緑地の多面的活用の推進
(3) 上下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アルプスの恵みである水を守り、安全な水道の確保と耐震化、経営・技術基盤の強化を進める。</li> <li>● 下水道・浄化槽の普及や効率的な維持管理を進め、水質保全と経営の健全化を図る。</li> </ul>	(4)河川の水辺の活用と親水化	
		(5)総合的な緑地の保全と緑化の推進	
		(6)地域資源との連携による水と緑のネットワークの形成	
		(7)公共交通の充実と持続的な移動手段の確保	
景観育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふたつのアルプスの眺望を最優先に位置づけ、「飯島町景観計画」に基づき景観まちづくりを進める。</li> <li>● 町民や事業者と連携し、景観育成への意識向上や活動支援を行い、地域ぐるみの景観づくりを推進する。</li> <li>● 良好で調和のとれた屋外広告物の設置を促す。</li> </ul>	(1)安全で安心な水道の確保	
		(2)重点地区	
		(3)参加の仕組みづくり	
		(4)屋外広告物の適正な誘導	
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地域防災計画」など既存計画に基づく総合的な防災対策を推進し、災害に強いまちづくりを進める。</li> <li>● 住宅や公共施設の耐震化の取組を継続し、災害時にも機能を維持できる体制を整える。</li> <li>● 災害に強いインフラ整備と、町民の防災意識向上・迅速な対応体制の構築を進める。</li> </ul>	(1)安全で安心な水道の確保	
		(2)都市防災機能の強化	
		(3)土地利用の規制誘導	
		(4)既存建物の安全対策	
		(5)町民主体の防災力の向上	
脱炭素 まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町のカーボンニュートラル宣言に基づき、再生可能エネルギー導入や省エネ、森林吸収対策を進める。</li> <li>● コンパクトシティの形成と公共交通の充実により、二酸化炭素排出を抑える都市構造への転換を図る。</li> <li>● 再エネ導入や省エネ対策を強化し、地域のエネルギー自給率向上に取り組む。</li> </ul>	(1)安全で安心な水道の確保	
		(2)快適で衛生的な下水道・浄化槽の推進	
		(3)省エネルギー性能の高い建築物の普及	
		(4)森林保全と活用	

## 4. 地域別構想

地域別構想の地区の区分は、4つの旧町村(飯島地区、田切地区、本郷地区、七久保地区)を基本単位とし、住民意向の類似性に加え、地理的まとまりや生活圈を考慮して設定しました。

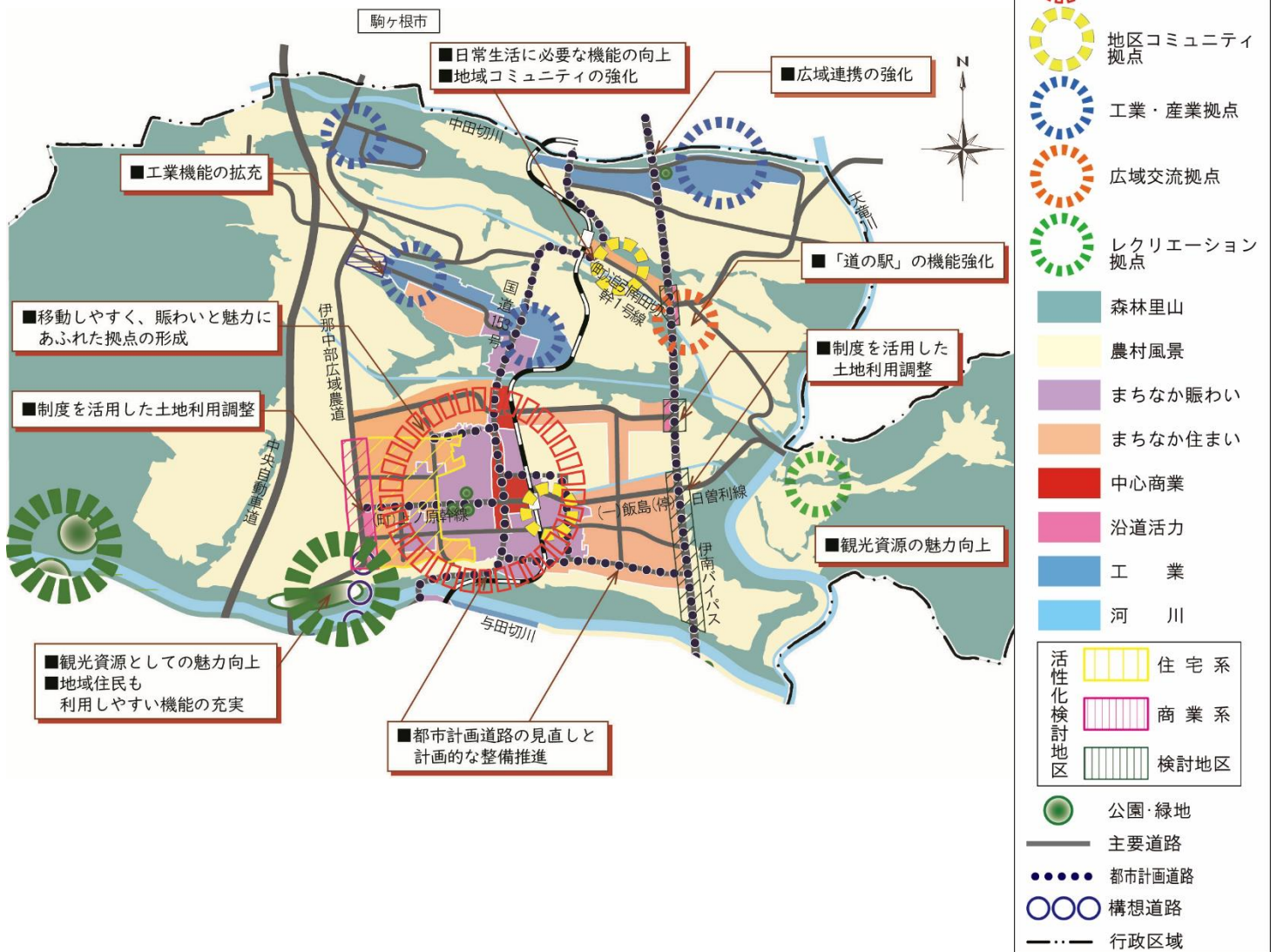
与田切川は、町を象徴する河川であるとともに、地形的にも町民の意識としても明確な区切りとなることから、地区設定の境界として用い、与田切川の北側を「飯島・田切地区」、南側を「本郷・七久保地区」として2つの地区に区分しました。

### ■飯島・田切地区■

#### ■地区が目指すまちづくりの方向

- 町暮らしの中心として、役場等の行政機能や医療、子育て施設などの都市機能と田切地区の居住機能が調和した、安全で利便性の高い「暮らしの拠点」の形成を目指します。買い物・通院等の生活利便性の維持を最優先課題とし、既存商店街の活性化や公共交通の最適化を図るとともに、歩道整備や街灯設置による安全な歩行空間の創出を図ります。あわせて、空き家等の低未利用地の適正な活用により、次世代に継承できる持続可能な市街地環境を構築します。

#### ■まちづくり整備方針図

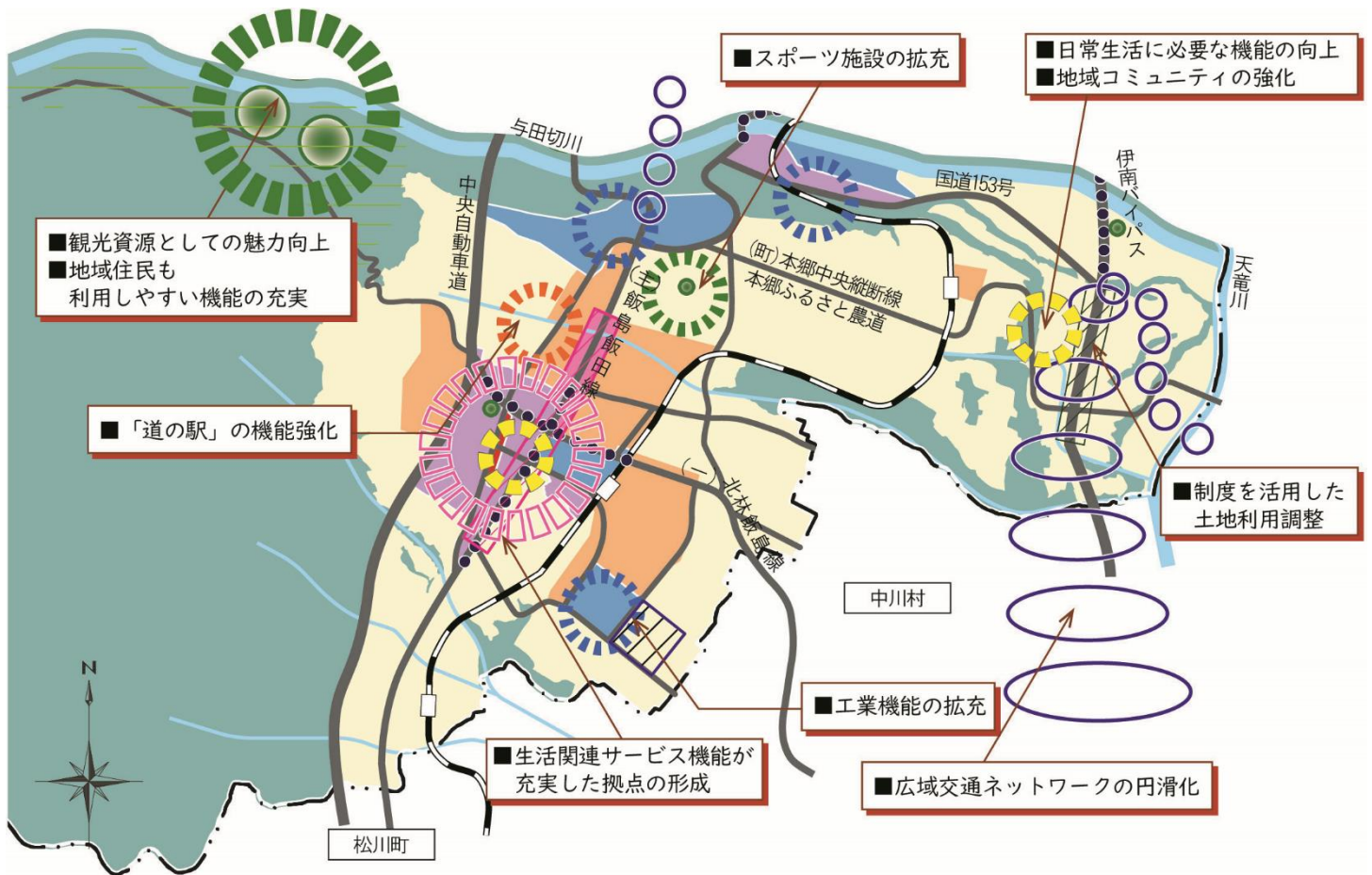


## ■本郷・七久保地区■

### ■地区が目指すまちづくりの方向

- 地域の暮らしの中心として、豊かな自然景観と調和した、安全でゆとりある居住環境の形成を目指します。身近な安全の確保を最優先とし、街灯・防犯灯の適正な配置や見直し、通学路をはじめとする歩道整備を推進することで、安心して暮らし続けられる住環境を構築します。あわせて、主要駅へのアクセス改善や公共交通の利便性向上を図り、通勤・通学を含めた日常生活の移動が円滑なまちづくりを展開します。また、地域資源である豊かな自然環境を活かし、多世代が自然とふれあい、学び、交流できる場としての質的向上を図ります。

### ■まちづくり整備方針図



凡 例					
地域交流拠点	広域交流拠点	森林里山	中心商業	工業系	公園・緑地
地区コミュニティ拠点	レクリエーション拠点	農村風景	沿道活力	商業系	行政区域
工業・新産業拠点	まちなか賑わい	まちなか住まい	工業	検討地区	主要道路
			河川	都市計画道路	構想道路